

弁護士・建築士との無料の対面相談

<9月30日(土)に開催決定!>

名古屋会場 分譲マンションの建替え等に関する特別相談会

☞南海トラフ巨大地震や首都直下地震など巨大地震の発生に備え、生命・身体の保護の観点から、老朽化したマンションの耐震補強や建替えについて、その必要性に対する社会の関心が高まっています。

☞愛知県内には、旧耐震基準で建てられ耐震性が不足するかも知れない分譲マンションが依然として多数存在しており、将来の巨大地震による被害に備えるためにも、そのようなマンションの管理組合等に対して、耐震補強や建替えを促し、またその取組みをサポートしていく必要があります。



※写真の出典:国土交通省「マンション耐震化マニュアル」

☞(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、名古屋市、愛知県、愛知県弁護士会及び国土交通省の協力を得て、以下のとおり、「分譲マンションの建替え等に関する特別相談会」を開催いたします。

費用は無料ですので、是非、お申し込みください。

■日時・場所(名古屋市などが主催する「マンション管理基礎セミナー」に併設して実施します。)

- ・日時:平成29年9月30日(土)13時30分~16時(要予約)
- ・場所:名古屋市中区役所ホール前の特設相談ブース*

※名古屋市中区役所ホールのご案内などは裏面をご覧ください。

■面談を担当する専門家

- ・マンション関連の法制度等に関する専門的知見を有する弁護士及び建築士
(愛知県弁護士会の住宅紛争審査会に所属)

【例えば、次のような相談をお受けいたします】

- (例1)「当マンションは旧耐震基準で建築されているため、将来の地震に備え、管理組合としては建替えを視野に入れた検討を行いたい。建替えに関する法制度や手続について教えてほしい。」
- (例2)「中古マンションに入居して10年になるが、具体的な築年数はよく分からない。設備がかなり古く、足腰の弱った高齢者も同居する中で、耐震改修工事を含む大規模修繕か、建替えか、売却して住み替えるか悩んでいる。どうすればよいか。」

■ご予約方法など

- ・(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談窓口「**住まいるダイヤル**」までお電話にてお申し込みください。

住まいるダイヤル [電話番号]0570-016-100 [受付時間]10時~17時(土日祝休日を除く)

- ・面談当日は、物件概要など、お住まいのマンションの現況が分かる資料をできるだけお持ちください。

◇名古屋市中区役所ホールの案内図

【交通アクセス】

- ・市バス：「栄」下車 徒歩3分
- ・地下鉄：東山線・名城線「栄」下車 12番出口 東50メートル

